

農地中間管理事業の利用にあたっての注意点

農地中間管理事業を利用した農地の貸借は、農地中間管理機構（以下「機構」といいます）を介した契約となるため、賃料（地代）の受払いも機構を通じて行う必要があります

従来の二者間の契約（相対契約）とは大きく異なりますので、次の点にご注意ください

- 賃貸借契約の場合、機構に金融機関の口座を登録していただく必要があります、登録されないと賃料（地代）を収受し、お支払いすることができません
- お米での賃料（地代）のやり取りはできません
- 賃料（地代）は公簿面積で計算しますので、共済細目書等の面積で計算することはできません
- 賃料（地代）の受払い等にかかる手数料は、現在、いただいております